

宝石もしくは装飾用に供される物質の 定義および命名法

2015年1月

一般社団法人 宝石鑑別団体協議会

一般社団法人 日本ジュエリー協会

《定義および命名法の刊行に当たって》

一般社団法人宝石鑑別団体協議会（以下 AGL）と一般社団法人日本ジュエリー協会（以下 JJA）はともに、消費者の信頼を得るために宝飾業界に携わる者が一丸となって正しい情報開示を行い、安心して宝飾品を購入できる市場環境の整備、改善に努めてまいりました。

前回、2004年に両団体が大幅改定した「宝石もしくは装飾用に供される物質の定義および命名法に関する規定」は一国の宝飾産業界が自主的な規定を定めた世界で初めてのものです。作成からすでに11年を経過してしまいました。その間適時、改定や訂正を行ってまいりましたが、現在流通している宝石は日進月歩の科学技術の発展に伴い、今までは予測もできなかったような方法によって見た目の改善や、色の変化をもたらすような処理などが行われているのが実情となっております。

そこで従来から用いられている規程集を改めて時代のニーズに適合すべく、AGLとJJAは情報を共有化し、幾度となく話し合いを重ねて、宝石に関してより分かり易く、業界内の輸入、製造、卸、小売りと言ったどの段階でも利用可能な定義および命名法の刊行に至りました。今後商取引の各段階においての情報開示は、この定義および命名法を業界内の「共通言語」として用い、用語を正しく使用することを遵守していただくことが必須と考えます。AGLとJJAは消費者利益の観点に立って、この定義および命名法の冊子が業界の情報開示の基本ルールとして、業界の発展に寄与できる一冊になることを切に願っております。

2015年1月

一般社団法人宝石鑑別団体協議会

一般社団法人日本ジュエリー協会

目次

第1章 分類および定義

1-1 分類	3
1-2 定義	3
1-2-1 天然石	3
1-2-2 人工生産物	4
1-2-2-1 合成石	4
1-2-2-2 人造石	4
1-2-2-3 模造石	4

第2章 命名法

2-1 表記	
2-1-1 天然石	5
2-1-2 合成石	5
2-1-3 人造石	5
2-1-4 模造石	5
2-2 呼称に関する規定	
2-2-1 色名の表記	6
2-2-2 特殊な光学効果に関する表記	6
2-2-3 呼称の誤用	6

主な宝石の表記	7
---------------	---

宝石もしくは装飾用に供される物質の定義および命名法

第1章 分類および定義

1-1 分類

装飾用に供される物質（真珠は別に定める規定による）は生成起源により以下のように分類される。

- ① 天然石
- ② 人工生産物
 - ②-1 合成石
 - ②-2 人造石
 - ②-3 模造石

ただし、〈宝石〉はこれらの中で天然石のみを指す用語とし、合成石、人造石、模造石などの人工生産物には用いられない。

1-2 定義

1-2-1 天然石

天然石とは、人的手段を介さずに自然界で生成された宝石物質（鉱物、岩石および有機物）をいう。ただし、天然宝石には、生成後に、色・外観に人的手段がなされたものも含まれる。

天然石に行われている処理

- ① 加熱
- ② 含浸
- ③ ワックス
- ④ 放射線照射
- ⑤ 拡散（化学処理）
- ⑥ 漂白
- ⑦ 着色（染色を含む）
- ⑧ 充填
- ⑨ コーティング
- ⑩ レーザードリリング
- ⑪ 高温高圧（HPHT）プロセス
- ⑫ その他（上記以外）

1-2-2 人工生産物

人工生産物とは、人の手により、全てもしくは一部が生成された物質をいう。

1-2-2-1 合成石

同種の天然石とほとんどあるいは全く同一の化学特性、物理特性、内部構造を有する、一部あるいは全体を人工的に生産した物質をいう。

- ① 合成ダイヤモンド
- ② 合成ルビー／サファイア
- ③ 合成エメラルド
- ④ 合成アレキサンドライト
- ⑤ 合成モアッサナイト など

1-2-2-2 人造石

天然には対応物が存在しないが、一定の化学特性、物理特性、内部構造を有し、人工的に生産した物質をいう。

- ① 人造キュービック・ジルコニア
- ② 人造 YAG (イットリウム・アルミニウム・ガーネット)
- ③ 人造 GGG (ガドリニウム・ガリウム・ガーネット) など

1-2-2-3 模造石

天然石あるいは合成石の色、外観、質感を模倣したもので、その化学特性、物理特性、内部構造が対応物のそれと、一部あるいはすべて異なるものをいう。

- ① ガラス
- ② プラスチック
- ③ セラミック
- ④ 張合わせ
- ⑤ 再生・プレス製品 など

第2章 命名法

2-1 表記

1-1 で定める分類に基づき、以下のような表記を行なう。

2-1-1 天然石

鉱物名 (Group/Species)→ p.7 主な宝石の表記参照

すべて〈天然〉の接頭語を冠する。

宝石名 (Variety)→ p.7 主な宝石の表記参照

すべて〈天然〉の接頭語を冠しない。

カラーバラエティーの付加は任意とする。

処理

処理内容を知りうる範囲内で明記する。

2-1-2 合成石

1-2-2-1 で定める合成石には〈合成〉の接頭語を必ず冠する。

合成以外の天然石と誤認されるような接頭語は、いずれの場合でも使用してはならない。

2-1-3 人造石

1-2-2-2 で定める人造石には〈人造〉の接頭語を必ず冠する。

2-1-4 模造石

1-2-2-3 で定める模造石の場合、〈模造石〉と表記する。

ただし、素材が同定できる場合には、素材名を付記しても良い。

また、張合わせ石については、〈ダブルット〉あるいは〈トリプレット〉の表記を用いても良い。

2-2 呼称に関する規定

2-2-1 色名の表記

天然石、合成石および人造石の呼称に、色名を冠することは任意とする。

2-2-2 特殊な光学効果に関する表記

次のような特殊な光学効果を有する天然石、合成石および人造石はその効果名と共に、各々の石名を必ず表記せねばならない。

① アステリズム（スター効果、星彩効果）

アステリズムを示す場合、石名に〈スター〉の接頭語を冠して表記する。

② シャトヤンシー（キャッツ・アイ効果、変彩効果）

シャトヤンシーを示す場合、石名に〈キャッツ・アイ〉の接尾語を付けて表記する。

③ カラー・チェンジ（変色性）

変色性を示す場合、石名に〈カラーチェンジ・タイプ〉の接尾語を付記する。

クリソベリルの中で変色性を示す種類のみがアレキサンドライトと命名される。

④ アベンチュレッセンス（アベンチュリン効果）

アベンチュレッセンスを示す種類には、石名に〈アベンチュリン〉の接頭語が冠されることがある。

2-2-3 呼称の誤用

各々の石名については、別に定める正しい呼称を使用しなければならない。

全く性質の異なる宝石名を併記した誤称、あるいは製造メーカーにより意匠登録された商業名などで表記してはならない。